

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館と国立大学法人一橋大学附属図書館の
相互利用に関する覚書

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館（以下「甲」という。）と国立大学法人一橋大学附属図書館（以下「乙」という。）は、次の事項により覚書を締結する。

1. 目的

甲及び乙は、所蔵する資料について相互利用を行うことにより、相互の学術研究等の活動の支援に寄与することを目的とする。

2. 相互利用の内容

相互利用の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入館利用：甲又は乙の機関の構成員は、当該機関の構成員であることを証するものを提示し、所定の手続きを経て、それぞれの図書館に入館することができる。
- (2) 個人貸出：甲又は乙の機関の構成員が相手方の図書館へ来館し、所蔵資料の館外貸出サービスを受けることができる。
- (3) 図書館間相互貸借：甲又は乙が借受人となり、相手方の図書館から郵送により所蔵資料を借り受けることができる。

3. 利用者の範囲

この覚書が対象とする利用者は、甲の機関に所属する構成員（職員及び開発スクール研修生）並びに乙の機関に所属する構成員（職員及び学生）とし、その具体的な対象範囲の詳細は、それぞれの図書館の規定に従うものとする。

4. 利用対象資料

利用対象資料は甲及び乙が所蔵する資料とし、その具体的な対象範囲の詳細は、それぞれの図書館の規定に従うものとする。

5. 実施要項

この覚書の運用にあたっては、別に実施要項を定める。

6. 協議事項

この覚書に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

7. 有効期間

この覚書の有効期間は平成26年1月15日から平成27年3月31日までとし、満了となる日の2か月前までに甲乙いずれかからの解除・変更の申し出がない限り、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

8. その他

この覚書の締結に伴い、「独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所図書館および国立大学法人一橋大学附属図書館の現物貸借に関する覚書」（平成21年10月19日締結）は廃止する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年1月15日

甲 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館
図書館長 泉 沢 久美子

乙 東京都国立市中2-1
国立大学法人一橋大学附属図書館
附属図書館長 江 夏 由 樹